

群馬大学共同教育学部附属学校長選考内規

平成 26.12.17 制定

改正 平成 29.4.1 平成 31.4.1

令和 2.4.1

(組 織)

第 1 条 群馬大学共同教育学部附属学校長選考規程（以下「規程」という。）第 4 条第 2 項第 2 号の委員 5 人は、人事・予算，教務，学生支援，入学試験及び国際交流の各委員会の委員長とする。

2 規程第 4 条第 2 項第 4 号及び第 5 号の委員は、附属学校長以外の教員とする。

(選考委員会)

第 2 条 選考委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

(投 票)

第 3 条 規程第 5 条の投票の管理は、教授会が行う。

2 適任者としての資格を有する者の名簿，投票日時及び場所を、少なくとも投票の 1 週間前に公示する。

3 次の場合の投票は、無効とする。

(1) 正規の投票用紙を用いないもの。

(2) 2 人を超えて記載したもの。

(3) 記載された氏名がなんびとであるか確認できないもの。

(得票の参照及び候補者の受諾)

第 4 条 選考委員会が必要と認めるときは、得票順位及び得票数を参照することができる。

2 選考委員会は、選考の結果に基づいて候補者に受諾の交渉を行うものとする。

(内規の改廃)

第 5 条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

1 この内規は、平成 26 年 12 月 17 日から施行する。

2 群馬大学教育学部附属学校長選考内規（平成 16 年 4 月 1 日制定）は、廃止する。

附 則

この内規は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。